

報告第31号

債権放棄の報告について

桑名市債権管理条例（令和3年桑名市条例第10号）第14条第1項の規定により、別紙のとおり市の私債権等を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月28日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

令和５年度 桑名市債権管理条例第14条第１項の規定による債権放棄に関する調書(私債権等)

(単位：人及び円)

債権名 (課・室名)	第１号 (時効)						第２号 (破産)		第３号 (限定承認相続)		第４号 (強制執行後無資力)		第５号 (徴収停止後期間経過)		第６号 (生活保護又は無資力)		第７号 (行方不明)		第８号 (債権不存在)		第９号 (免除要件に該当)		合計	
	件数	金額	無財産	相続	生活困窮	所在不明	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
			件数	件数	件数	件数																		
公営住宅使用料 (都市管理課)															1	2,848,400	2	259,302					3	3,107,702
水道料金 (営業課)	327	1,439,591	9	17	60	241											1	4,635					328	1,444,226
開栓手数料 (営業課)	3	3,000				3																	3	3,000
広報くわな広告掲載料 (秘書広報課)																	1	30,000					1	30,000
合計	330	1,442,591	9	17	60	244									1	2,848,400	4	293,937					335	4,584,928

※１ 令和５年度における債権放棄に関する件数及び金額の調べである。
 ※２ 債権放棄金額は、元本分（貸付金については利子を含む）のみの額であり、延滞金、加算金等は含まない。